

群馬大学医学部消防隊規程

平成16. 4. 1
制 定

(設 置)

第1条 本学部に消防隊を置き，群馬大学医学部消防隊と称する。

(組 織)

第2条 消防隊に隊長を置き，隊長補佐のため副隊長を置く。

第3条 消防隊に通報連絡，管理警備，救護，消火及び救出班を置き，班にそれぞれ班長を置きく。

第4条 消火班に消火第1組より第4組を，また搬出班に搬出第1組より第5組を置き，組にそれぞれ組長を置く。

(職務分掌)

第5条 消防隊に職務分掌は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| 一 隊長 | 消防隊を統轄指揮し，隊を代表する。 |
| 二 副隊長 | 隊長を補佐し，隊長不在のときは，これを代理する。 |
| 三 通報連絡班 | 隊長の指揮を受け消防署及び関係機関への通報連絡をする。
その他庶務に関すること。 |
| 四 管理警備班 | 隊長の指揮をうけ防火対策及び消火計画の補助をする。
交通の遮断及び構内の警備 |
| 五 救護班 | 隊長の指揮をうけ，附属病院と連絡し，救護所を設置をする。 |
| 六 消火班 | 隊長の指揮をうけ消火器具，器材等を使用し，消火作業に従事する。
消火器具，器材等の点検及び整備 |
| 七 搬出班 | 隊長の指揮をうけ，教室及び事務室の機械，器具，書類等の「非常持出」の搬出作業に従事する。 |

(消火訓練)

第6条 消防隊の消火訓練は，監守計画に基づいて実施し，隊長は，監守計画に基づくもののほか必要に応じ適宜消防訓練を行ない万全を期するものとする。

(消防隊の編成)

第7条 消防隊の編成は，別表のとおりとする。

(雑 則)

第8条 火災以外の災害に対する組織は，消防隊をもって充てる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，学部長が行う。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

(別表省略)